

データ通信SIMサービス利用規約

2019年7月

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

目 次

規約

- 第1条 規約の適用
- 第2条 規約の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 データ通信SIMサービスの内容
- 第5条 適用関係
- 第6条 提供開始日
- 第7条 データ通信SIMサービス権利の譲渡の禁止
- 第8条 利用の制限
- 第9条 利用中止
- 第10条 利用停止
- 第11条 データ通信SIMサービスにおける禁止事項
- 第12条 インターネット接続サービスの利用
- 第13条 通信の条件
- 第14条 利用料金の発生
- 第15条 データ通信SIMサービス利用者の維持責任
- 第16条 データ通信SIMサービス利用者の切分責任
- 第17条 修理又は復旧
- 第18条 修理又は復旧の場合の暫定措置
- 第19条 SIMカードの保管・使用
- 第20条 利用契約の終了に基づくSIMカードの返還
- 第21条 責任の制限
- 第22条 免責
- 第23条 利用者の行為に対する責任等
- 第24条 法令に規定する事項

別表

附 則

規約

(規約の適用)

- 第1条 本規約は、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ（以下「当社」といいます）が提供するメガ・エッグコレクトサービス利用契約（以下「利用契約」といいます）におけるデータ通信SIMサービス（以下「データ通信SIMサービス」といいます）について定めます。
- 2 当社は、本規約に基づき、データ通信SIMサービスを提供します。
- 3 利用者は、SIMサービスの利用に関し、本規約に定めがない事項については、提携事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定めが適用されることに同意するものとします。ただし、本規約の内容が、提携事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定める内容と矛盾・抵触する場合は、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

(規約の変更)

- 第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

- 第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届け出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 自営端末設備	利用者が本SIMカードを利用するため自ら用意する端末機器（当社が利用者に対して販売した機器も含まれます。）
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する自営端末設備又は自営電気通信設備
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 データ通信SIMサービス基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 データ通信SIMサービス	この規約に基づいて提供される当社のサービスの総称
11 契約者回線	データ通信SIMサービス契約に基づいて無線基地局設備と特定データ通信機器との間に設定される電気通信回線
12 データ通信SIMサービス契約	この約款に基づき当社からデータ通信SIMサービスの提供を受けるための契約
13 データ通信SIMサービス利用者	当社とデータ通信SIMサービス契約を締結している者
14 料金月	1の暦月の起算日（当社がデータ通信SIMサービス契約ご

	とに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間
15 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

2 各用語のうち、この規約に定めのないものについては、当社 I P 通信網サービス契約約款、I P 通信網サービス契約(東広島市情報通信基盤整備事業版)、メガ・エッグコレクトサービス契約規約に定めるところによります。

(データ通信 S I M サービスの内容)

第4条 データ通信 S I M サービスの内容については、別表に規定します。

(適用関係)

第5条 利用者は、データ通信 S I M サービスの利用に関し、本規約に定めがない事項については、提携事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約(以下「その他規約等」といいます)の定めが適用されることに同意するものとします。ただし、本規約の内容が、提携事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定める内容と矛盾・抵触する場合は、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

(提供開始日)

第6条 データ通信 S I M サービスの提供開始日は、当社 I P 通信網サービスの提供を開始した日とします。ただし、当社 I P 通信網サービス契約の成立後に利用者がデータ通信 S I M サービスを選択し申し込んだ場合、又は利用者が追加申込若しくは変更申込によりデータ通信 S I M サービスを選択した場合、申込日が属する月の翌月1日を提供開始日とします。

(データ通信 S I M サービス権利の譲渡の禁止)

第7条 データ通信 S I M サービスの利用者は、データ通信 S I M サービスの提供を受ける権利その他本規約で定める権利を譲渡することができません。

(利用の制限)

第8条 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、データ通信 S I M サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社又は特定事業者は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 1の自営端末設備若しくは自営電気通信設備とデータ通信 S I M サービス基地局設備との間において、一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
- (2) 提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する提携事業

者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(利用中止)

- 第9条 当社は、次の場合には、データ通信SIMサービスの利用を中止することがあります。
- (1) 当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- 2 当社は、前項の規定によりデータ通信SIMサービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのデータ通信SIMサービスの利用者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

- 第10条 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間（本規約で定める利用料金その他利用契約に関する債務を支払わないときは、利用料金その他の債務が支払われるまでの間）、データ通信SIMサービスの利用を停止することがあります。
- (1) 本規約で定める利用料金その他利用契約に関する債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本規約、当社が定めるIP通信網サービス契約約款、提携事業者が定める利用規約その他規約等の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりデータ通信SIMサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を利用者に通知します。

(データ通信SIMサービスにおける禁止事項)

- 第11条 当社IP通信網サービス契約約款、IP通信網サービス契約（東広島市情報通信基盤整備事業版）、提携事業者が定める約款、利用規約及びその他の規約の定めるところによります。

(インターネット接続サービスの利用)

- 第12条 データ通信SIMサービスの利用者は、インターネット接続サービス（データ通信SIMサービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

- 第13条 データ通信SIMサービスの利用者は、当社が別に定めるサービス区域内に自営端末設備若しくは自営電気通信設備が在圏している場合に限り通信を行うことができます。
- ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 本条に規定するサービス区域については、NTTドコモの提供する3G、LTE通信網に準ずるものとします。
 - 3 データ通信SIMサービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

- 4 データ通信SIMサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 当社が表示するデータ通信SIMサービスに係る伝送速度は、規格上の最大値であり、実効速度として保証するものではありません。
- 6 電波状況、通信設備の状況、ネットワークの混雑状況等により、規格上の最大値に対して実効速度が著しく低下することがあります。
- 7 電波状況等により、送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(利用料金の発生)

第14条 利用者は、利用料金（当社が約款で定める金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします）をお支払いいただきます。

- 2 データ通信SIMサービスの提供開始日から起算して8日間が到来した日が属する月の翌月からデータ通信SIMサービスの提供が終了する日が属する月までの期間について利用料金の対象となるものとします。なお、暦上の月の途中で本サービスの利用が開始した場合であっても、利用料金の日割計算を行い利用料金の減額を行うことはありません。
- 3 前項の定めにかかわらず、当社IP通信網サービス契約の成立後に利用者がデータ通信SIMサービスを選択し申し込んだ場合、又は追加申込若しくは変更申込によりデータ通信SIMサービスを選択した場合、申込日が属する月の翌月1日から起算して8日間が到来した日が属する月の翌月からデータ通信SIMサービスの提供が終了する日が属する月までの期間について利用料金の対象となるものとします。なお、暦上の月の途中で本サービスの利用が開始した場合であっても、利用料金の日割計算を行い利用料金の減額を行うことはありません。

(データ通信SIMサービス利用者の維持責任)

第15条 データ通信SIMサービス利用者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件(昭和60年郵政省令第31号)等に適合するよう維持して頂きます。

- 2 前項の規定のほか、データ通信SIMサービス利用者は、自営端末設備(無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(データ通信SIMサービス利用者の切分責任)

第16条 データ通信SIMサービス利用者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、利用者から要請があったときは、当社は、データ通信SIMサービスサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用者に通知します。
- 3 当社は前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、利用者によるその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を請求します。

(修理又は復旧)

第17条 当社は、当社又は特定事業者、提携事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社又は特定事業者、提携事業者は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第8条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するものとします。

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第18条 当社は、当社又は特定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

（SIMカードの保管・使用）

第19条 利用者は、SIMカードを善良なる管理者の注意をもって保管使用するものとし、取扱いにあたっては当社の指示及び取扱説明書に従うものとします。

2 データ通信SIMサービスに基づき貸与されたSIMカードを使用が可能な者は、利用者に限るものとし、利用者以外のSIMカードの使用を禁止します。

（利用契約の終了に基づくSIMカードの返還）

第20条 利用者は、利用契約の終了日が属する月の末日から起算して8日以内に原状に復したSIMカードを当社の指定する方法に従い、当社の指定する場所に返還するものとします。

（責任の制限）

第21条 当社IP通信網サービス契約約款、IP通信網サービス契約（東広島市情報通信基盤整備事業版）に定めるところによります。

（免責）

第22条 当社は、データ通信SIMサービスに係る設備その他電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その設備その他電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この規約のデータ通信SIMサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、データ通信SIMサービス利用者又は利用者が使用若しくは所有している自営端末設備又は自営電気通信設備（その自営端末設備又は自営電気通信設備を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

（利用者の行為に対する責任等）

第23条 当社は、利用者がデータ通信SIMサービスを利用して行った行為は、そのデータ通信SIMサービス利用者が行ったものとみなしてこの規約を適用します。

2 データ通信SIMサービス利用者は、利用者の不適切な行為を認知したときは、それを阻止するために必要な措置を速やかに実施していただきます。

3 データ通信SIMサービス利用者は、この規約に違反して利用者が行った行為により当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

4 データ通信SIMサービス利用者は、自らが20歳未満ではないこと、及び利用者が18歳未満でないことを誓約し、これに反した場合の一切の責任を負担することを誓約するものとします。

(法令に規定する事項)

第24条 データ通信SIMサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

(サイバー攻撃への対処)

第25条 当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りです。

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する利用者を確認し、注意喚起を行うこと。

(2) 利用者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、利用者は、データ通信SIMサービスを利用している間いつでも、利用者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

別表

株式会社NTTドコモが提供を行う、SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-DOMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。

1. サービス形態

サービス形態	内容
データ専用SIM	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できるSIMカードを当社が貸与するもの

2. SIMカード

- (1) SIMカードの種類は、別に定める種類とします。
- (2) データ通信SIMサービス利用者が貸与を受けたSIMカードの種類を変更することはできません。データ通信SIMサービス利用者がSIMカードの種類の変更を希望する場合には、契約を解約した上で、新たにデータ通信SIMサービス契約を締結して頂きます。

3. 月間通信量

基本データ量	内容
2GB	月間通信量が2GBのもの

備考

- ア. 月間通信量とは、当社が別に定める通信の制限を受けずに利用可能な通信量をいいます。
- イ. データ通信SIMサービス利用者が契約者回線を使用し、データ通信を行った場合、その通信量を月間通信量から減算します。ただし、当社が別に定める通信の場合は、その通信量を月間通信量から減算しません。
- ウ. 月間通信量が枯渇した場合、以後の通信における通信当社が定める通信速度での利用に制限されます。
- エ. 月間通信量の利用期限は、その月間通信量が付与された料金月の翌料金月末日までとします。
- オ. 利用者が使用した通信量については、当社(特定事業者又は提携事業者を含みます)の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先(その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします)に到達しなかった場合には、そのパケットについては、通信量の測定から除きます。

附 則
(実施期日)
この約款は、2019年7月1日から実施します。